

平成29年度第4回庁議提案 審議・**報告**・その他
提出日：平成29年5月22日
担当部・課：産業部水産基盤整備推進室〔内線3576〕

① 件名
公有水面埋立に関する意見について
② 施設等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 宮城県が管理する「第二種寄磯漁港」において、漁船の係留場所の確保を目的とした物揚突堤を整備するため、市議会の議決を経て平成28年2月に公有水面埋立免許を取得し施工中である。 災害復旧工事において、物揚突堤の背後にある物揚場へのコンクリート腹付け施工に伴い、物揚場と物揚突堤との法線に変更が生じたため、管理上法線を合わせる必要があることから、未免許箇所について新たに埋立免許の出願を行うものである。 【目的】 埋立免許の出願にあたって、公有水面埋立法の規定により本市の意見を徴するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 公有水面埋立法（大正10年4月9日法律57号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・ 無 〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成29年3月 宮城県漁業協同組合（寄磯・前網・鮫浦地区）総会で埋立について同意 4月 第二種寄磯漁港管理者から公有水面埋立免許について出願 宮城県知事から公有水面埋立免許に関する意見聴取の通知
⑤ 主な内容
【埋立概要】 埋立箇所 石巻市寄磯浜前浜116番及び平成28年2月26日付け宮城県（水整）指令第86号で免許を受けた埋立区域に隣接する公有水面 埋立区域の面積 105.02㎡ 物揚突堤 L=70m 埋立地の用途 係留施設用地
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源処置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 当該漁港は、沿岸拠点漁港として重要な役割を担っており、本施設を整備することにより不足する漁船の係留場所の確保が可能となり、作業効率の向上とともに漁業生産性が高められる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施工予定年月日
平成29年6月 市議会第2回定例会に「公有水面埋立に関する意見について」を提案 7月 公有水面埋立免許に関する意見の答申
⑨ その他